

任意継続組合員の申出及び記載に係る注意事項等

- 1 本申出書は、退職後引続き短期給付と福祉事業（一部）の適用を受けることを希望する場合の提出書類です。
- 2 派遣職員及び退職派遣者が、元の地方公共団体に復帰してから退職したときも要件を満たせば任意継続組合員となることができます。
- 3 本申出書を退職後 20 日以内に共済組合へ提出してください。
- 4 必要事項等を記入・捺印の上、最終退職時の所属所から提出してください。
- 5 記入漏れや申出者印、所属所受付印、所属所長印の押印がない場合は、書類不備となり手続き処理が大幅に遅れることとなりますので、漏れのないよう御注意願います。
- 6 介護保険関係
 - (1) 40 歳以上 65 歳未満の任意継続組合員は、原則、介護保険第 2 号被保険者に該当し、医療費等に係る短期任意継続掛金に加え介護保険に係る介護任意継続掛金を納入することになります。
 - (2) 40 歳以上 65 歳未満の被扶養者も、原則、介護保険第 2 号被保険者に該当しますが、短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金の納入は不要です。
 - (3) 上記(1)及び(2)の方（40 歳以上 65 歳未満）は必ずそれぞれの「介護保険第 2 号被保険者適用確認」欄の該当項目『適用・適用除外』のいずれかに○をしてください。
なお、適用除外者とは次の①又は②の要件に該当する者です。（新たに適用除外となった場合、①に該当するときは、施設の入所証明書、②に該当するときは、戸籍の附票、ビザの写などの確認書類の添付が必要です。）
また、40 歳以上 65 歳未満の任意継続組合員で適用除外に該当する場合、介護任意継続掛金の納入が不要となります。
 - ① 次の介護保険被保険者適用除外施設へ入所又は入院している者（「10 施設入所」に○をしてください。）
 - ア 身体障害者福祉法第 30 条に規定する身体障害者療護施設
 - イ 児童福祉法第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設
 - ウ 児童福祉法第 27 条第 2 項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
 - エ 心身障害者福祉協会法第 17 条第 1 項第 1 号に規定する福祉施設
 - オ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - カ 生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
 - キ 労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の 3 の 3 第 3 号に規定する施設
 - ② 国内に住民票（住所）を有していない者（「20 海外居住」に○をしてください。）
日本国籍を有する海外長期在住者又は日本国籍を有しない短期間（1 年未満）在留者
- 7 『被扶養者欄』については、退職時から引続き被扶養者とする者について記入してください。
なお、被扶養者に異動が生じる場合は次の手続きが必要となります。
 - (1) 退職時被扶養者であった者が被扶養者の要件を欠いた場合 → 被扶養者申告書（取消の申告）
 - (2) 住所、氏名など届出事項に変更があった場合 → 被扶養者申告書（変更の申告）※ 共済組合では、被扶養者に係る適正な認定・給付を行うために、必要がある場合には、被扶養者について資格の継続調査を随時実施していますのであらかじめ御承知願います。